

鳥取県告示第272号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年5月2日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
鳥取市	非補助土地改良事業 福井地区 区画整理	平成23年3月15日